

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 29 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4734.6	5462.18	4925.12	4989.38	5019.2	4759.44	4892.68	4812.22	5319.86	4568.26		
残滓搬出量	494	767	606	570	749	542	536	598	721	604		

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	20	17	2	23	31	20	20	0	23	21		
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	907	905	901	900	904	906	899	休炉中	903	906		
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	213	206	188	202	209	210	205	休炉中	208	214		
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	4	4	9	4	3	3	3	休炉中	5	5		
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置		

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	15	31	30	17	18	19	25	30	26	18		
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	893	897	904	894	885	897	892	899	897	900		
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	205	206	210	209	201	207	210	216	212	218		
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	4	4	3	3	3	3	3	4	5		
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置		

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉					測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口					ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日			4月28日	5月11日	8月8日	10月19日	12月14日	6回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月8日	6月21日	9月28日	12月6日	1月30日	ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月13日	—	—	2回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002	0.003	0.002	0.002 未満	大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	7 未満	7 未満	8 未満	7 未満	8 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	67	70	74	62	62	大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.017	0.017	0.029	0.019	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.12	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法	

項目 / 焼却炉			2号炉					測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口					ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日			4月28日	5月11日	8月9日	10月19日	12月14日	6回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月8日	6月21日	9月28日	12月6日	1月30日	ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	6月29日	—	—	—	2回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002 未満	0.003	0.003	0.002 未満	大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	7 未満	7 未満	8 未満	7 未満	7 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	60	73	67	74	64	大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.019	0.016	0.022	0.018	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	0.12	—	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法	

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。